［第六章・第七章　略］

第八章　取調べ（第百六十六条―第百八十二条の五）

第九章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第百八十二条の六・第百八十二条の七）

［第十章～第十九章　略］

附則　［略］

（捜査主任官）

第二十条　［略］

2　捜査主任官は、第十六条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

［一～四　略］

五　前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方法により、被疑者の取調べの状況を把握すること。

六～八　［略］

［3・4　略］

（任意性の確保）

第百六十八条　［1・2　略］

3　取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。この場合において、午後十時から午前五時までの間に、又は一日につき八時間を超えて、被疑者の取調べを行うときは、警察本部長又は警察署長の承認を受けなければならない。

（取調べ等の録音・録画）

第百八十二条の三　次の各号のいずれかに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、刑訴法第三百一条の二第四項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画（取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することをいう。次項及び次条において同じ。）をしなければならない。

一　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二　短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

2　逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合であつて、その被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、必要に応じ、取調べ等の録音・録画をするよう努めなければならない。

（録音・録画状況報告書）

第百八十二条の四　取調べ等の録音・録画をしたときは、速やかに録音・録画状況報告書（別記様式第十八号）を作成しなければならない。

第百八十二条の五～第百八十二条の七　［略］

［第六章・第七章　同上］

第八章　取調べ（第百六十六条―第百八十二条の三）

第九章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第百八十二条の四・第百八十二条の五）

［第十章～第十九章　同上］

附則　［同上］

（捜査主任官）

第二十条　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五～七　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

［3・4　同上］

（任意性の確保）

第百六十八条　［1・2　同上］

3　取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

第百八十二条の三～第百八十二条の五　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］